

刈谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年2月26日策定

令和4年3月25日改定

令和5年11月24日改定

刈谷市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

刈谷市は、中部圏の中心都市名古屋から20km圏内に位置しており、中部の平坦地では、自動車関連産業の本社や工場が立地しているほか、大型店舗を中心に商業地を形成している。一方で、北部における丘陵地の畑地では、露地野菜や果樹の作付けによる都市近郊型農業、北西から南部にかけての低地には水田が広がり、水稲、小麦、大豆による土地利用型農業を行っており、産業都市として商工農のバランスがとれた土地利用を行っている。

しかし、農家の兼業化の進展及び農業従事者の高齢化による担い手不足の深刻化や、北部の畑作地帯を中心とした遊休農地の発生による農地の多面的機能の低下等の問題が懸念されており、本市農業の健全な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成、農地の利用集積、遊休農地の発生防止・解消が不可欠である。

そこで、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築

くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、刈谷市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する刈谷市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の任期に合わせ概ね3年ごとに検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年度末)	1,170ha	4.2ha	0.36%
目 標 (令和7年度末)	1,140ha	2.1ha	0.18%

注：「管内の農地面積（A）」は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積とし、過去10年間の平均で1年あたり約10ha減少していることから、同様に毎年減少すると予測して設定する。

【目標設定の考え方】

国の示す既存遊休農地の解消目標（5年間で毎年5分の1ずつ減少）を踏まえ設定する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

イ 利用意向調査の結果、貸付け等を希望することとなった場合には、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定や、農地中間管理事業による貸付け等を案内する。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地パトロールの実施について

従来からパトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、上記利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

（3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

（1）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年度末)	1,170ha	648ha	55.4%
目 標 (令和7年度末)	1,140ha	664.6ha	58.3%

注：「管内の農地面積（A）」の考え方については、1（1）と同じ。

【目標設定の考え方】

令和14年度に向けた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」における担い手への農地集積率の目標値が「概ね65%」であることを踏まえ「58.3%」に設定する。

（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地等について、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、関係機関や団体と連携しながら、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進し、農地の有効活用を図る。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

（3）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況

の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（経営体） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和 2～令和 4 年度実績）	8 経営体 （2.2ha）
目 標 （令和 5～令和 7 年度）	1 経営体 （0.1ha）

【目標設定の考え方】

本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」における新規就農者の確保・育成目標は年1人としている。そのうえで、新たに経営を開始する新規参入者の目標については、愛知県における新規就農者に占める新規参入者の割合が約3分の1である実績を踏まえ、3年間で1経営体とし、面積は畑作を想定し0.1haに設定する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関及び関係団体との連携について

愛知県、刈谷市、農地中間管理機構及びあいち中央農業協同組合等の関係機関並びに関係団体と連携し、耕作地の取得や技術・経営指導等の支援を行い、新規参入の促進を図る。

②農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）や刈谷生きがい楽農センター修了生の地域の受入条件の整備を図るとともに、就農後に定着できるよう継続的な支援に努める。

③企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

刈谷市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、刈谷市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力